

申請区分【一般学生】の給付型の奨学金について（訂正）

申請者（学生本人）が、平成28年度に給付型の奨学金を受給していた場合は、「奨学金支給通知書の写し」又は「奨学金証明書（様式21）」の提出が必要となります。

※平成29年度授業料免除申請要領P. 18の「（確認用）授業料免除 必要書類一覧表」及びP. 30の「（提出用）授業料免除 必要書類一覧表（様式3-1）」には、「家計支持者（父母等）の扶養に入っている場合は提出不要との記載がありますが、給付型の奨学金については、家計支持者の扶養に入っている場合も、申請者（学生本人）及び配偶者は提出が必要となりますので、注意してください。

なお、P. 39の「家庭調書（様式5）」の「奨学金受給状況」には、給付型の奨学金及び貸与型の日本学生支援機構についても必ず記入してください。